

処理委託契約書 ～契約書のルールと間違えやすいポイント～

産業廃棄物処理委託について、処理業者の選定、保管基準と解説してきましたが、今回は契約書について取り上げます。そもそも契約書を交わすのは、契約当事者の権利と義務を文章で明確にすることにより、リスク回避をするためです。産業廃棄物処理委託について不法投棄等の契約違反が起きてしまった場合、環境保全に多大な影響があり、取り返しがつかなくなってしまいます。産業廃棄物処理委託契約書には、複雑なルールや法定記載事項がありますので、それらに加えて間違えやすいポイントも紹介いたします。

契約書の法定記載事項

産業廃棄物処理委託契約書には、下記のように法定記載事項があります。本ニュースvol.4でも取り上げていますので、そちらも併せてご参照ください。

- 収集運搬・処分共通記載事項 ● ①処理委託する産業廃棄物の種類、数量 ②契約の有効期間 ③排出事業者から処理業者へ支払う料金 ④委託する産業廃棄物を処理業者が適正処理できることを証明する情報 ⑤適正処理のために処理業者が産業廃棄物をどのように取り扱うべきかを判断できる情報 ⑥委託契約期間中において、適正処理に関わる当該産業廃棄物に係る性状等情報の変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項 ⑦処理が完了したことを排出事業者が確認する方法 ⑧委託契約を解除した時にまだ処理が終わっていない産業廃棄物がある場合はその対応方法
- 収集運搬の場合の記載事項 ● ①産業廃棄物の運搬先 ②積替保管をする場合、収集運搬業者が当該産業廃棄物を適正に積替保管できることを証明する情報
- 処分の場合の記載事項 ● ①処理施設のある場所の所在地、処分の方法、施設の処理能力 ②輸入された廃棄物があるときはその旨 ③最終処分場の所在地、最終処分の方法、施設の処理能力

契約書のよくあるミス

①廃棄物の正式名称、委託予定数量を記載していない例

(委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)
種類: 紙くず 廃プラ
数量: 2立米

⚠ 「廃プラ」ではなく「廃プラスチック類」のように正式名称を記載しましょう。

⚠ 委託予定数量を記載しましょう。自社の廃棄物について、どの廃棄物がどれくらい排出されるかを把握することも排出事業者責任です。

②最終処分業者が決まっていない例

(最終処分の場所、方法及び処理能力)
甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分を次のとおりとする。
氏名: _____
住所: _____
事業の区分: _____
産業廃棄物の種類: _____
最終処分の方法・処理能力: _____

⚠ 最終処分業者が決まっていない状態では契約を締結することはできません。

③運搬最終目的地の所在地に処分業者の本社の住所を記載している例

(運搬の最終目的地)
乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を甲の指定する次の最終目的地に搬入する。
氏名: 株式会社浜田
住所: 大阪府高槻市柱本三丁目8番6号
事業所の名称: 大阪リサイクルセンター
所在地: 大阪府高槻市柱本三丁目8番6号

⚠ 本社の住所ではなく、実際に産業廃棄物を荷降ろす所在地を記載しましょう。
※例えば、浜田の東京リサイクルセンターが運搬の最終目的地の場合は、その所在地には大阪本社の住所ではなく、実際に産業廃棄物を運搬する東京リサイクルセンターの荷下ろし場の所在地を記載します。

意外と知らない!?

契約書に関するワンポイント!

④輸入廃棄物は無ければ記載しなくて良い!

(輸入廃棄物の有無)
甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
①輸入廃棄物: 無
②輸入廃棄物: _____

💡 法定記載事項である「輸入廃棄物」は、輸入廃棄物がある場合に記載しなければなりません、無い場合は記載する必要はありません。

⑤契約期間は工事期間より長めに!

(委託業務の内容)
・工事名: _____
・排出場所: _____
・委託期間: 年月日から 年月日

💡 工事に伴う処理委託の場合(建廃契約書を使用する時など)、契約期間はマニフェスト返却期間・工事遅延も考慮して、工事期間より長めに設定しましょう!

産業廃棄物処理委託契約書作成時のルール

①許可のある処理業者への委託

例えば、金属くずを京都府から兵庫県へ収集運搬委託しようとするときは、京都府、兵庫県の金属くずの収集運搬の許可を持っている業者に委託しなければなりません。

許可証



②二者間契約

排出事業者は収集運搬の委託先と処分の委託先とそれぞれ二者間で契約しなければなりません。ただし、収集運搬・処分を1社に委託する場合は、1通の契約書にまとめても差し支えありません。



③書面による契約

委託契約は、「言った言わない」を防ぐために書面によりおこなわれなければなりません。



④処理を委託する事前に契約

委託先が実際に処理に入る前に、契約を締結しなければなりません。



⑤契約終了日から5年間保存

委託契約書及び添付書類は契約の終了日から5年間保存しなければなりません。
※契約を自動更新している場合は、契約が解除されてから5年間保存することとなります。

5年間保存

⚠ ちなみに、契約書に関するこれらのルールを守らない場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはそれらの併科となります。

NEXT

次回は、「水銀条約」について解説致します

※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。

発行: 株式会社浜田
CSR担当 今井・涌嶋
TEL: 072-686-3500